

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十一号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

第四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第四十七条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第六条 附則第四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第七条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第二条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第四十七条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。